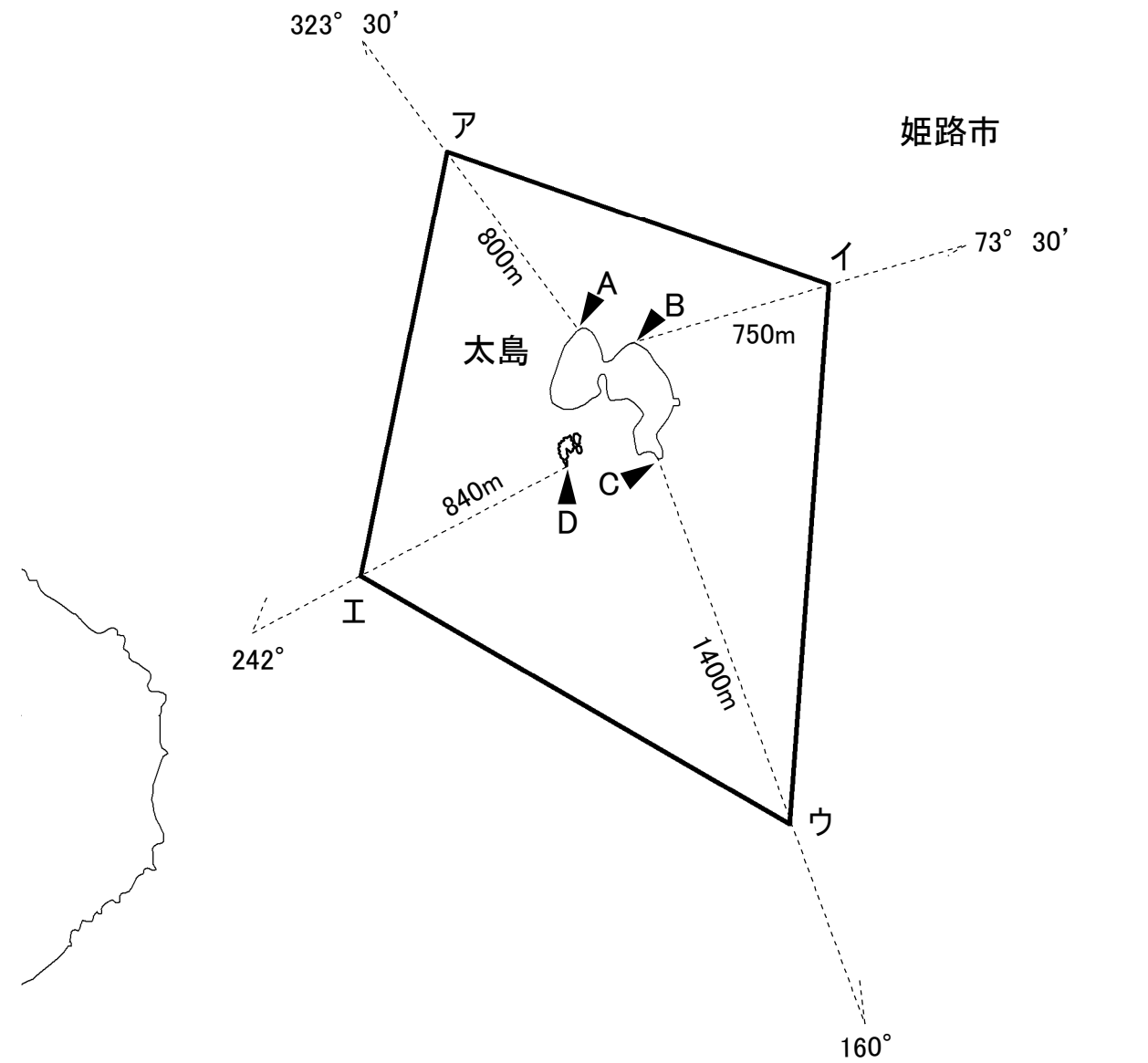


免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 70 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町太島地先	家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町太島北西の鼻	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町太島モサキ	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町太島タカノス南端	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町太島ドウゼン	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから323度30分800メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから73度30分750メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから160度1,400メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから242度840メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第70号
 漁場の位置 姫路市家島町太島地先
 漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時
 海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
 A 姫路市家島町太島北西の鼻
 B 姫路市家島町太島モサキ
 C 姫路市家島町太島タカノス南端
 D 姫路市家島町太島ドウゼン
 ア Aから323度30分800メートルの点
 イ Bから73度30分750メートルの点
 ウ Cから160度1,400メートルの点
 エ Dから242度840メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第70号漁場

